

判決年月日	平成 2 1 年 6 月 2 5 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成 2 0 年(行ケ)10482号		
○ 商標権者による登録商標の（審判の請求の登録前 3 年以内の）使用の事実が認められないとして当該商標登録を取り消した審決につき，同使用の事実が認められるとして同審決を取り消した事例			

（関連条文）商標法 5 0 条 1 項，2 項

本件は，原告を商標権者とする登録商標について，被告が商標法 5 0 条 1 項の不使用取消審判を請求したところ，特許庁において原告による登録商標の使用の事実を認めることができないとして，登録商標の取消しを認める本件審決をしたため，原告が，その取消しを求める事案である。

本件審決の理由は，要するに，本件商標がその指定商品中の「米」について，被請求人，すなわち，原告によって使用されていたものと認めることができない，というものである。

本判決は，以下のとおり認定・判断し，審決は取り消されるべきであると判断した。

（本件米の仕入時の包装について）

・・・原告が株式会社純情米いわてから購入した本件米は，ポリエチレン製の米袋（以下「本件袋」という。）に入れられているが，本件袋の表面には，その中央に「無洗米」の文字が大きく横書きで印刷され，その下に「岩手県産 ひとめぼれ」との文字，上部中央やや右寄りに株式会社純情米いわてを商標権者とする登録商標である図形商標，その左に縦書きで「とがずに炊ける」との文字，左右に小さく「無洗米 岩手県産 ひとめぼれ」の文字が印刷され，最下部には株式会社純情米いわての登録商標と「純情米いわて 無洗米 岩手県産 ひとめぼれ」の文字が比較的小さくまとまった形で印刷されている（・・・）。

（本件米の販売時の包装）

他方，・・・原告が本件米を顧客に配送する際には，株式会社純情米いわてから仕入れた際の本件袋の表面に以下のようなラベル（以下「本件ラベル」という。）を貼付した上で宅配便により配送している（・・・）。

「中央やや上寄りの囲みの中に大きく「忠臣蔵」と，同囲み内の左下隅に小さく「雪ノ両国橋」とそれぞれ記載され，同囲み外の上部に「登録商標」の文字，同下部には「安心の美味」，「不許複製」及び「セラノ苑ノ米」の文字が印刷され，最下部に「セラノ苑」との文字並びに電話番号及び住所が記載されているラベル」

なお，本件袋が縦 3 5 ないし 4 0 c m，横約 3 0 c m の大きさであるのに対し，本件ラ

ベルは縦 11 c m 弱、横 7 c m 弱程度の大きさであるため、本件袋へ本件ラベルを貼付した後も、本件米が株式会社純情米いわての販売に係る「無洗米 岩手県産 ひとめぼれ」であることは容易に認識することができる（・・・）。

（原告による本件商標の使用の有無）

原告は、・・・本件米を株式会社純情米いわてから購入し、これを顧客に販売していたものであり、本件米は、株式会社純情米いわてから仕入れたものであっても、これをいわば「転売」していた原告の「商品」であるということもできるところ、本件袋は本件米の「包装」であって、本件袋に「忠臣蔵」の文字、すなわち、本件商標を表示した本件ラベルを貼付する行為は、本件米の包装に「標章」を付する行為に当たるということができる。

そして、また、原告は、・・・本件審判請求登録日の前 1 ないし 2 か月の間にも顧客から葉書による注文を受けていることが認められるほか、・・・本件審判請求登録日前の約 3 年間に於ける原告による本件米の購入量が 108 袋であったことも考慮すると、原告は、本件審判請求登録日前 3 年以内において、指定商品である「米」の包装に標章を付するとともに、当該「米」の包装に標章を付したものを譲渡していたものと推認することができる。

（被告の主張について）

被告は、原告が本件袋へ本件ラベルを貼付することにより、1 つの商品である「本件米」の包装に、いずれも指定商品を「米」とする異なる 2 つの商標が並列的に表示される状態となっているから、商品の出所が原告（セラの苑）であるのか、株式会社純情米いわてであるのか定かではなく、このような場合には、法 2 条 3 項 1 号ないし 3 号に規定された「行為」に該当しないと主張するが、・・・本件袋に本件ラベルが貼付されることによって、1 つの商品の包装に 2 つの商標が表示される結果となっていることは被告が指摘するとおりであるとしても、株式会社純情米いわてが販売した本件米の流過程において、第三者が何らかの価値を付加するなどして再販売する場合に、当該再販業者がその再販売する本件米に第三者の商標を付して再販業者としての出所を明らかにし、その商標に化体した信用を本件米に与えることができるのは当然ともいうべきものであって、本件米の出所を混同させるとか、誤認させるとかいった批判は当てはまらないというべきである。現に、・・・少なくとも、原告自身が本件米を顧客に配送する場合（再販売の場合）においては、顧客はそのような本件米を「忠臣蔵」の名称によって識別しており、かつ、・・・本件袋へ本件ラベルが貼付されている状況からすると、顧客が販売業者としての株式会社純情米いわてと再販業者としての原告を混同するおそれがないことも明らかである。そうすると、法 2 条 3 項に規定された「行為」に該当するか否かを判断する際に、出所の混同ないし誤認の有無といった見地からも併せて検討する必要があると仮定しても、本件においては、上記いずれの観点から、被告の主張を採用することはできないというべきである。